

東大和市子ども・子育て支援事業計画
【中間報告】

平成26年9月

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨等	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の期間	2
4 計画策定体制と策定方法	2
第2章 子ども・子育てを取り巻く東大和市の現状	3
1 人口と世帯の動向	3
(1) 人口・世帯	3
(2) 世帯の家族類型	4
(3) 年齢3区分別人口	5
2 出生数・合計特殊出生率と就業率	6
(1) 出生数	6
(2) 合計特殊出生率	6
(3) 就業率	7
3 将来人口推計	8
(1) 推計人口と推計世帯数	8
(2) 将来の世帯の家族類型	9
(3) 計画期間における子どもの推計	10
4 子どもの現状	11
(1) 保育園	11
(2) 幼稚園	12
(3) 学童保育所	12
5 ニーズ調査	13
(1) 調査の概要	13
(2) 調査結果	14
(3) 自由意見	18
第3章 計画の基本的な考え方	19
1 基本理念	20
2 基本目標	20
(1) 基本目標①	20
(2) 基本目標②	21
(3) 基本目標③	22
3 成果指標（アウトカム指標）	22

第4章 施策の展開	23
1 教育・保育の提供区域の設定	23
2 教育・保育の量の見込みと確保の内容.....	23
(1) 新制度による認定区分と施設・事業	23
(2) 認定区分別の量の見込みと確保の内容.....	24
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容.....	27
(1) 延長保育事業.....	28
(2) 放課後児童クラブ（学童保育所運営事業）	29
(3) 子育て短期支援事業（子どもショートステイ事業）	30
(4) 地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業）	30
(5) 幼稚園による一時預かり事業	31
(6) 一時預かり事業等（一時保育事業・緊急一時保育事業等）	32
(7) 病児・病後児保育事業	33
(8) 子育て援助活動支援事業（さわやかサービス事業）	34
(9) 利用者支援事業（保育コンサルジュ事業）	34
(10) 妊婦健康診査	35
(11) 乳児家庭全戸訪問事業.....	35
(12) 養育支援訪問事業.....	36
第5章 計画の推進体制	37
1 計画の推進.....	37
(1) 関係機関等との連携・協働.....	37
(2) 計画・制度の周知	37
2 計画の進行管理	38
(1) 進捗状況の管理	38
(2) 評価指標	38

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨等

- ・これまでの少子化対策では、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、次世代育成支援をはじめ、総合的な少子化対策が進められてきました。
- ・東大和市でも、「子供を産み育てることを喜びと感ずることができるまち」や「子供たちが健やかに育つまち」を目指して、平成17年に「東大和市次世代育成支援行動計画」を策定して、少子化対策を進めてきました。
- ・しかし、出生率の低下により少子化は進行し、さらなる核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立感を抱く家庭も少なくなく、地域や周囲からの支援や協力を得ることが依然として困難な状況にあります。
- ・また、男女共同参画や女性の社会化の実現などにより、家庭や地域における子育て環境も従来とは変化し、仕事と子育てを両立できる環境整備が不十分なことや、多くの待機児童が発生していることなど、多くの問題が生じています。
- ・さらに、平成17年以降、日本の総人口は減少が続いており、人口減少社会を迎えた今、これまでの働き方や子育ての仕方、社会の支援の仕方などを見直ししていく必要があります。
- ・このような状況に対し、国は平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させました。
- ・そして、それらの法に基づく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度から本格的にスタートするにあたり、市町村は質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援の充実を図るため、「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定することとなりました。
- ・このため、東大和市では、子ども・子育て支援の取組を一層促進させるために、「東大和市子ども・子育て支援事業計画」と策定し、教育・保育事業に対する市民のニーズに応えていくための体制づくりを進めていきます。

2 計画の位置付け

- ・本計画は、「子ども・子育て支援法」の第2条の基本理念を踏まえ、同法第61条に基づいた上で、同法第77条の規定で設置している「東大和市子ども・子育て支援会議」において委員の意見を聴取して策定します。
- ・本計画は、「東大和市総合計画」を上位計画とし、子ども・子育て支援分野の個別計画として位置づけられる計画です。

【参考】子ども・子育て支援法

(基本理念)

第二条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

(市町村等における合議制の機関)

第七十七条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

3 計画の期間

- ・本計画は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間を 1 期とします。

4 計画策定体制と策定方法

- ・本計画の策定にあたっては、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況やこれからの利用希望を把握するため、利用希望把握調査（ニーズ調査）を行いました。
- ・また、子ども・子育て支援法第 77 条に基づき、学識経験者、公募委員（子どもの保護者）、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、学校教育関係者の 11 名から構成される「東大和市子ども・子育て支援会議」にて、内容等の協議・検討を行います。
- ・さらに、計画案に対するパブリックコメントを行い（平成 26 年度 10 月頃に実施予定）、広く市民の意見を伺いながら、庁内での検討も踏まえ、計画策定を進めていきます。

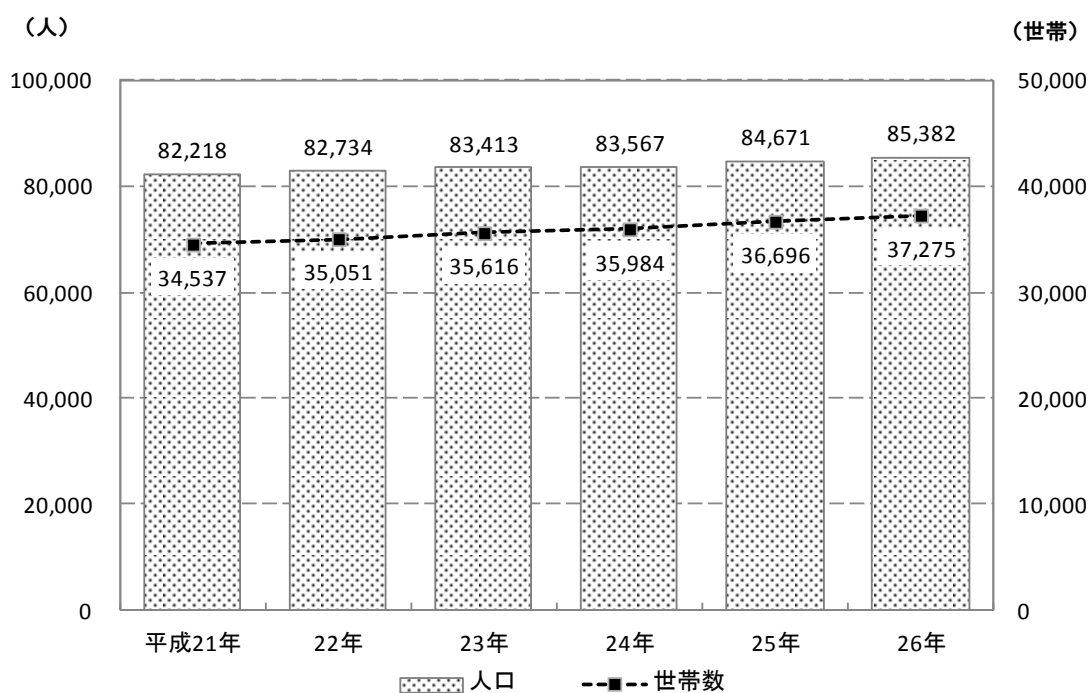
第2章 子ども・子育てを取り巻く東大和市の現状

1 人口と世帯の動向

(1) 人口・世帯

- ・人口は緩やかな増加を続け、平成21年以降、3,164人増え、平成26年4月1日現在では85,382人となっています。
- ・同様に、世帯数も増加の一途で、平成21年と比較して2,738世帯増え、平成26年4月1日現在では37,275世帯となっています。

【図表2-1-1 人口と世帯数の推移】



※平成24年7月9日から外国人が住民基本台帳法の適用対象となったため、平成25年以降の数値は日本人と外国人を合わせたものです。

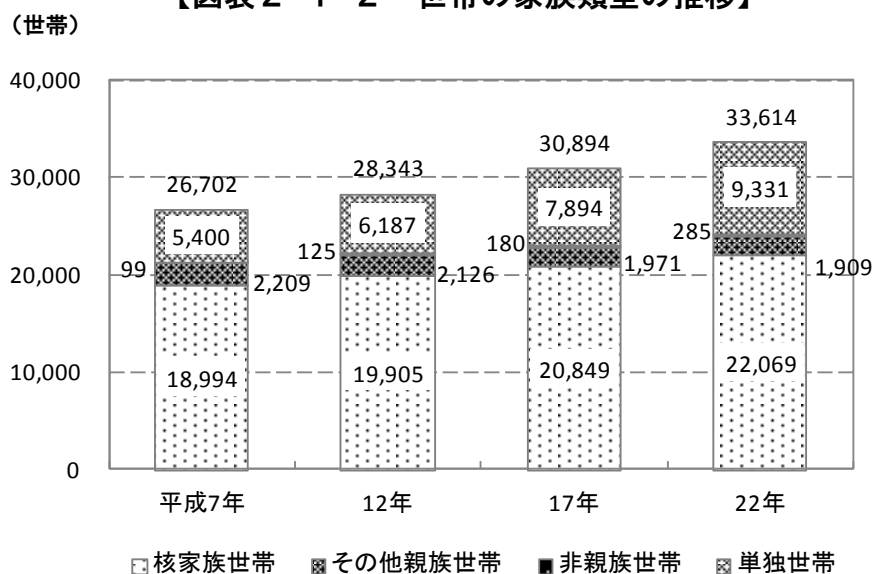
(各年4月1日現在)

資料：市民課

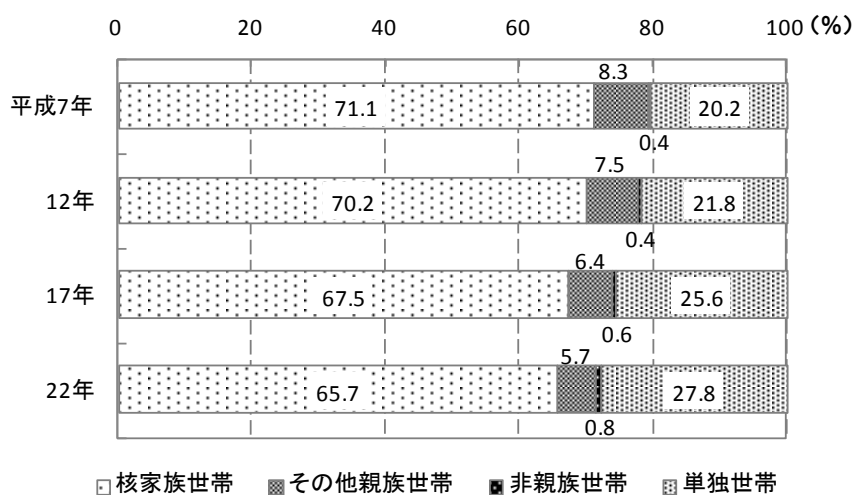
(2) 世帯の家族類型

- ・増え続けている世帯数を類型別で見ると、平成7年以降、核家族世帯は3,075世帯、単独世帯は3,931世帯それぞれ増加しています。ただし、構成比で見ると、核家族世帯とその他親族世帯の割合は減少し、単独世帯の割合が増加しています。

【図表2-1-2 世帯の家族類型の推移】



【図表2-1-3 世帯の家族類型（構成比）の推移】



※家族類型総数には不詳を含みます。

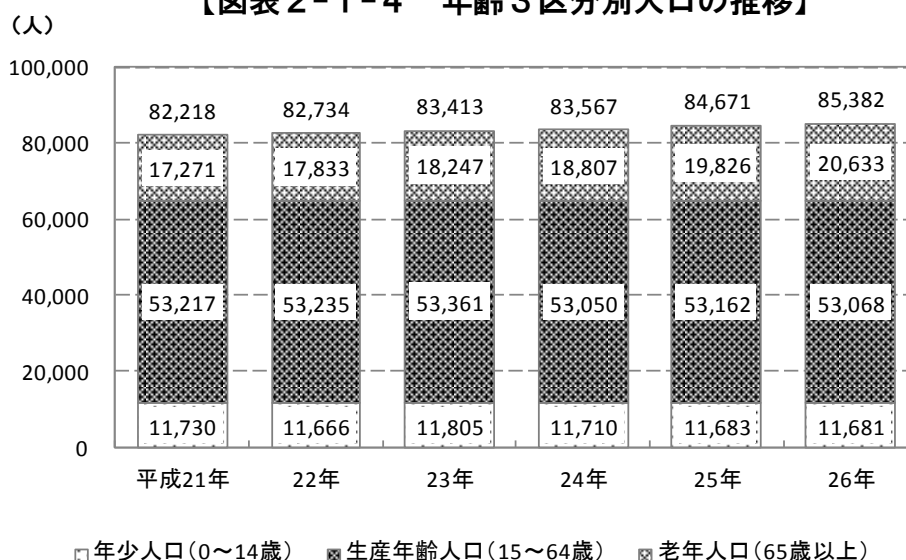
※平成22年国勢調査から家族類型の親族については新分類となりました。 (各年10月1日現在)

資料：国勢調査

(3) 年齢3区分別人口

- ・近年の人口を年齢3区分別で見ると、年少人口は微減、生産年齢人口はほぼ横ばいの状況にあります。それに対し、老年人口は平成21年と比べると3,362人増加しており、高齢化が進んでいる状況にあります。
- ・構成比でも、老年人口の割合は増加している一方で、他の割合は減少しています。

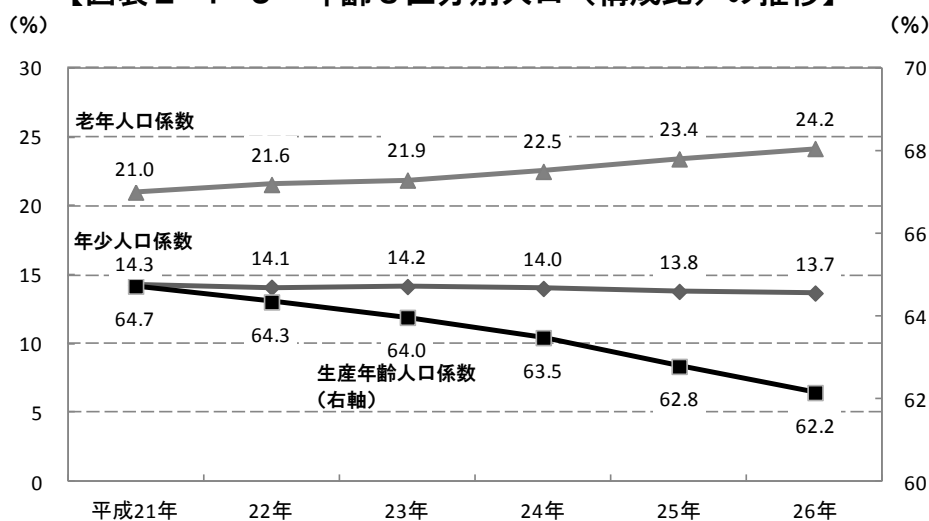
【図表2-1-4 年齢3区分別人口の推移】



(各年4月1日現在)

資料：住民基本台帳 市民課

【図表2-1-5 年齢3区分別人口(構成比)の推移】



(各年4月1日現在)

資料：住民基本台帳 市民課

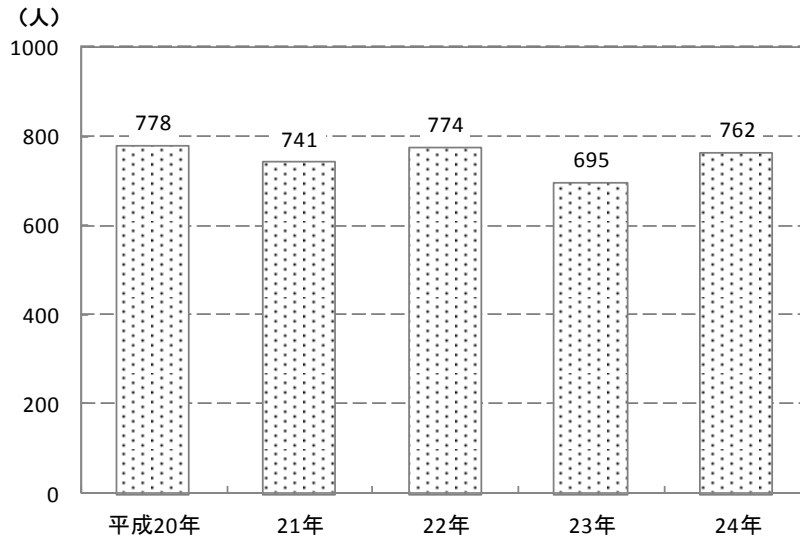
※平成24年7月9日から外国人が住民基本台帳法の適用対象となったため、平成25年以降の数値は日本人と外国人を合わせたものです。

2 出生数・合計特殊出生率と就業率

(1) 出生数

- ・近年の出生数は、約 700 人から 800 人の間で推移しており、その年によってばらつきがみられる傾向にあります。

【図表 2-2-1 出生数の推移】

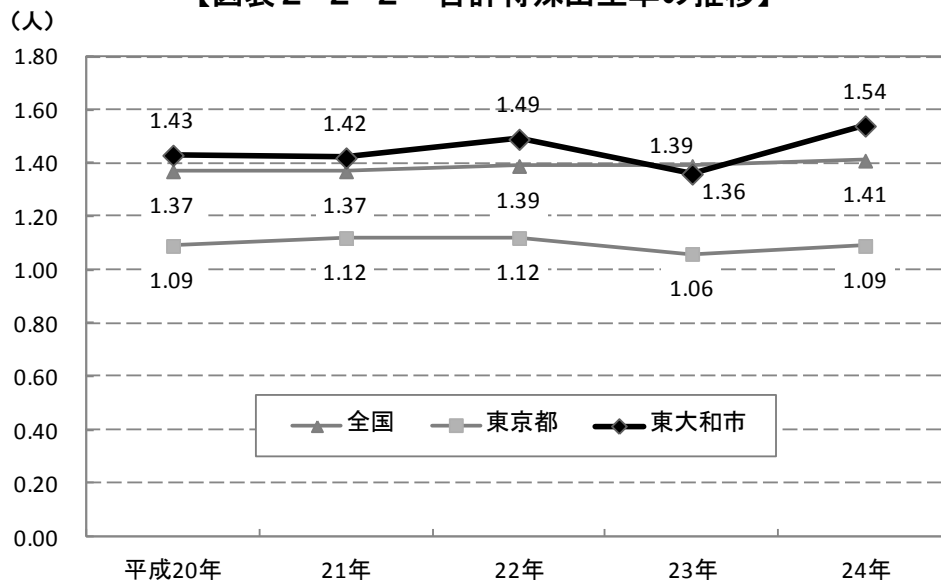


資料：東京都保健福祉局「人口動態統計」

(2) 合計特殊出生率

- ・合計特殊出生率は、東京都と比べると高い水準にあるだけでなく、おおむね国の水準をも上回っています。平成 24 年は、近年の中で最も高く 1.54 でした。

【図表 2-2-2 合計特殊出生率の推移】

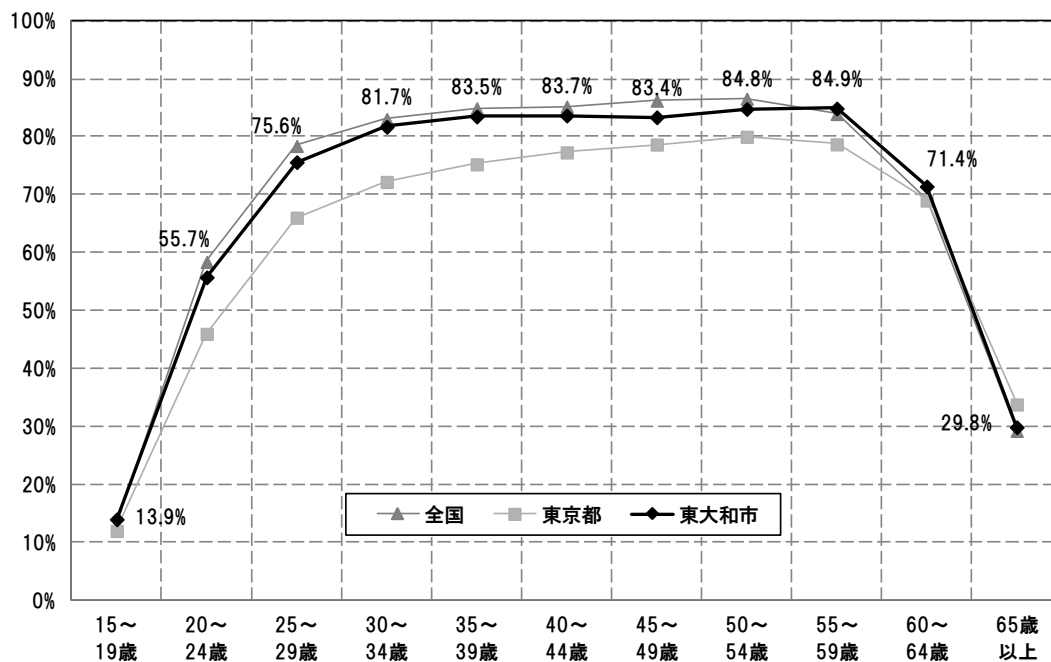


資料：東京都保健福祉局「人口動態統計」

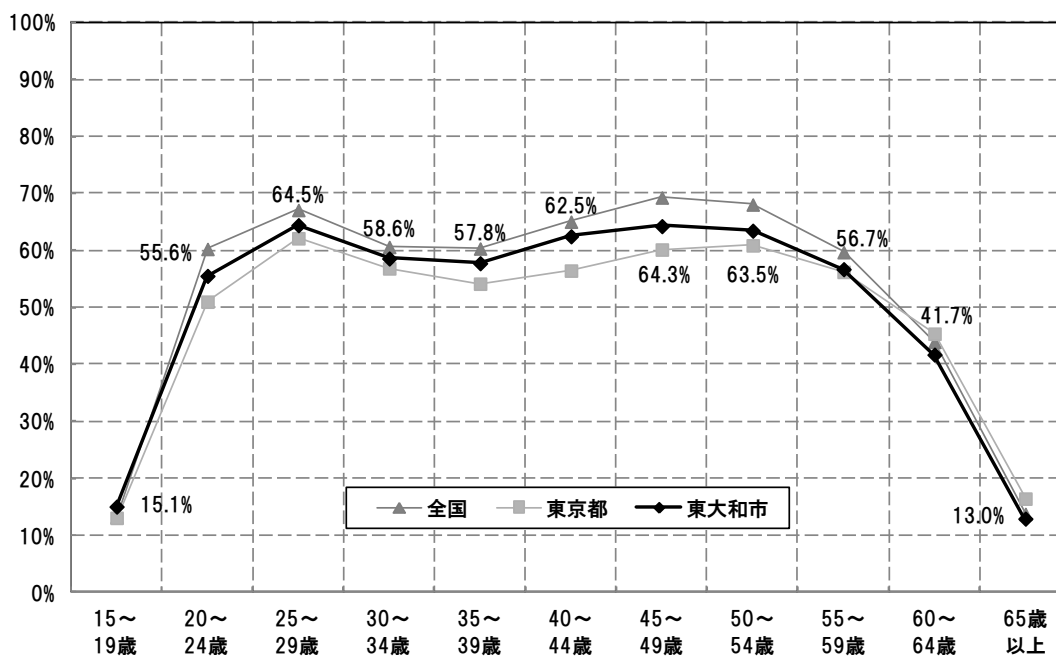
(3) 就業率

- ・就業率を東大和市、東京都、全国で比較すると、男性はおおむね東京都を上回り、全国と同じような数値をなっています。女性は、全体として緩やかな M 字型の状況にあり、おおむね東京都と全国の中間の数値となっています。

【図表 2-2-3 男性の就業率（平成 22 年）】



【図表 2-2-4 女性の就業率（平成 22 年）】



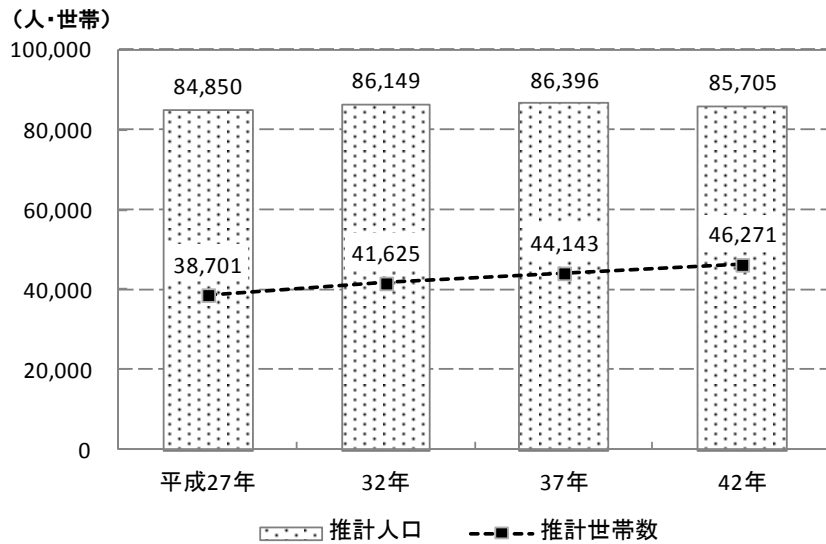
資料：平成 22 年国勢調査

3 将来人口推計

(1) 推計人口と推計世帯数

- ・将来の人口は、平成 37 年前後をピークに減少に転じる推計になっています。それに対し、将来の世帯数は増加し続けると予測されます。

【図表 2-3-1 推計人口と推計世帯数の比較】

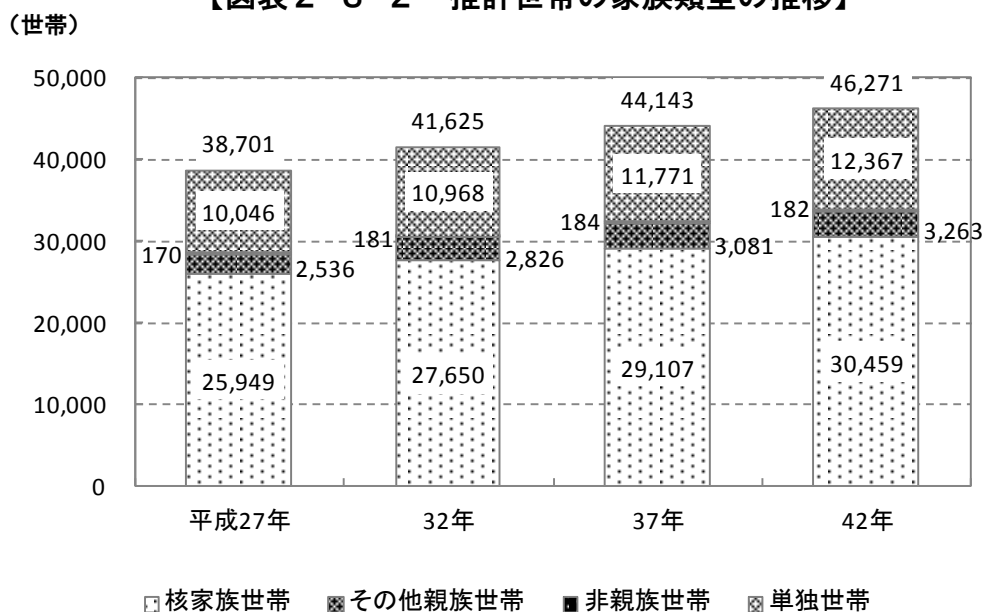


資料：人口推計業務報告書（平成 23 年）

(2) 将来の世帯の家族類型

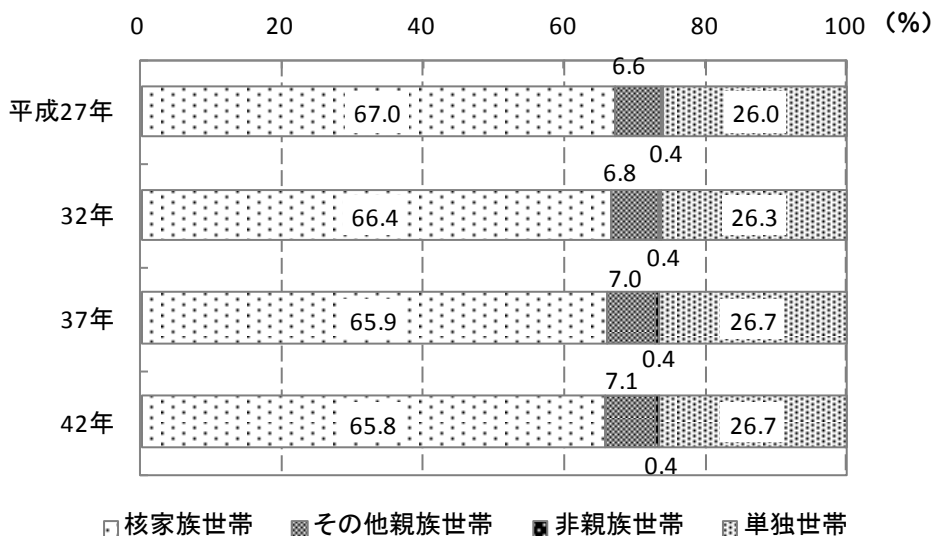
- ・将来の世帯を家族類型別で見ると、核家族世帯が 4,510 世帯、単独世帯が 2,321 世帯増加することが予測されます。
- ・構成比で見ると、平成 22 年までは単独世帯の割合が増加して、核家族世帯の割合が減少していましたが、平成 27 年以降、その割合はほぼ変わらずに推移すると推計されます。

【図表 2-3-2 推計世帯の家族類型の推移】



資料：人口推計業務報告書（平成 23 年）

【図表 2-3-3 推計世帯の家族類型（構成比）の推移】



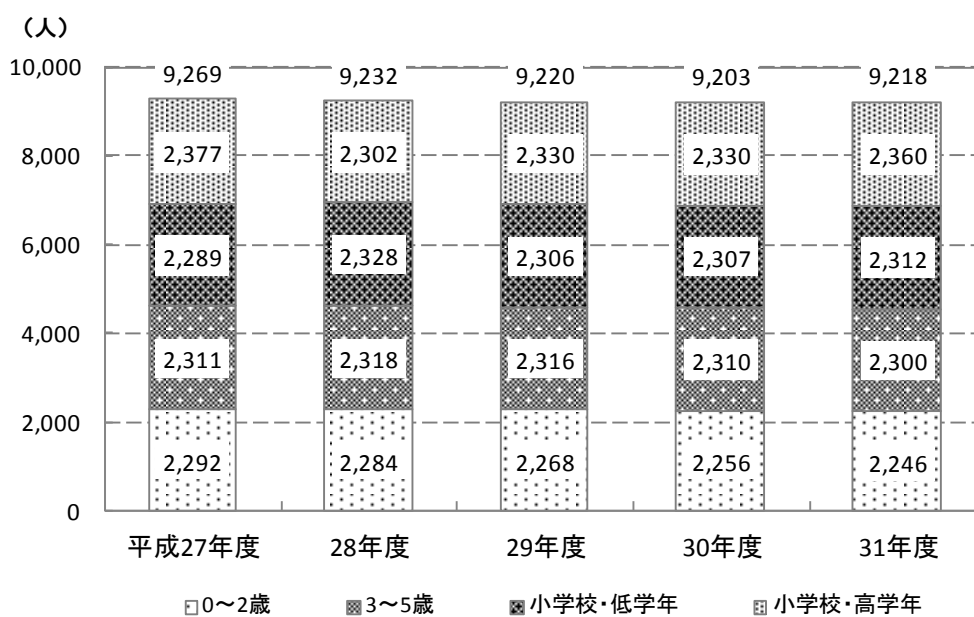
資料：人口推計業務報告書（平成 23 年）

(3) 計画期間における子どもの推計

- ・本計画の期間である平成27年度から平成31年度の5年間において、0歳から11歳の子どもの推移は次の表のように予測されます。
- ・この5年間で、子どもの人口に大きな変化はみられませんが、若干減少する傾向にあります。

【図表2-3-4 子どもの推計の推移】

年齢	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
0歳	746	740	736	730	724
1歳	770	767	761	758	757
2歳	776	777	771	768	765
3歳	771	772	771	766	760
4歳	772	772	772	771	769
5歳	768	774	773	773	771
6歳	769	766	773	772	772
7歳	795	770	765	770	771
8歳	725	792	768	765	769
9歳	769	732	799	774	769
10歳	788	777	742	808	777
11歳	820	793	789	748	814



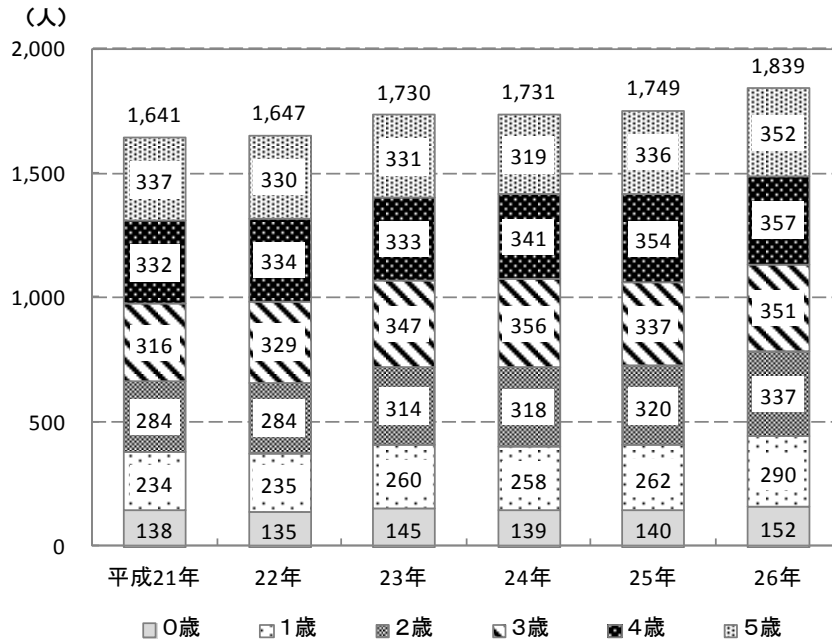
資料：人口推計業務報告書（平成23年）

4 子どもの現状

(1) 保育園

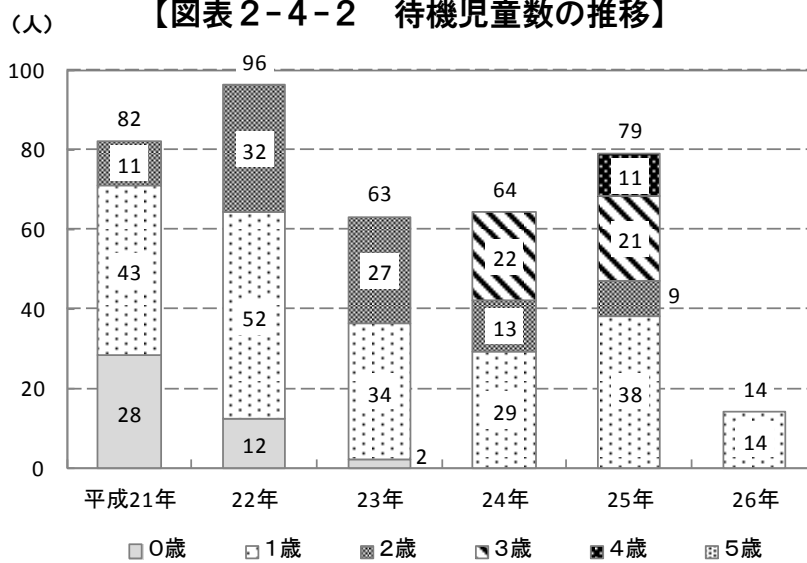
- ・平成 21 年以降、保育園に通う子どもの数は、徐々に増加しています。
- ・待機児童数は、平成 22 年に 96 人と最も多かったです。平成 25 年以降、保育園が新設されるなど保育環境が整備され、平成 26 年には 14 名となっています。ただし、いずれの年も 1 歳児に待機児童が多くいます。

【図表 2-4-1 保育園児数の推移】



資料：保育課

【図表 2-4-2 待機児童数の推移】



※5歳児に待機児童はなし。

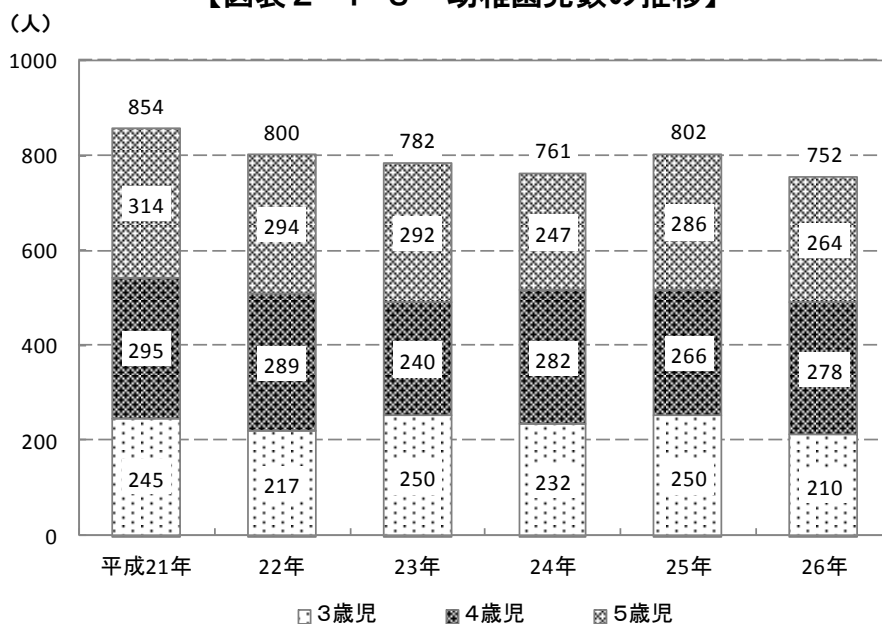
(各年 4 月 1 日現在)

資料：保育課

(2) 幼稚園

- ・市内に幼稚園は3園あり、幼稚園に通う子どもは近年、800人前後で推移しています。

【図表2-4-3 幼稚園児数の推移】

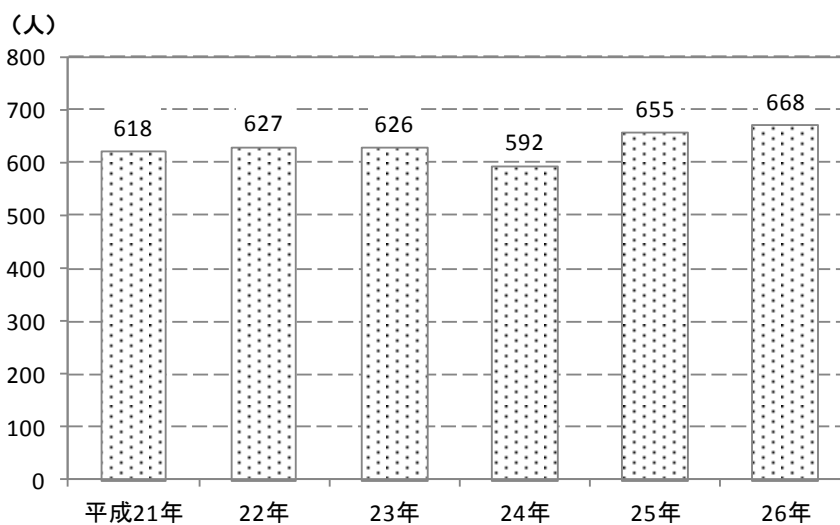


資料：学校基本調査 保育課

(3) 学童保育所

- ・近年では、学童保育所に通う児童数は、おおむね600人前後で推移してきましたが、直近では650人以上となっています。また、市内に学童保育所は10か所ありましたが、平成25年からは1か所を新設し、合計11か所で学童保育を行っています。

【図表2-4-4 学童保育所入所児童数の推移】



※平成14年度に障害を有する児童の対象学年を6年生までとしました。

(各年4月1日現在)

資料：青少年課

5 ニーズ調査

(1) 調査の概要

1) 調査の目的

- ・本調査は、平成 27 年度から実施予定の「子ども・子育て支援新制度」の下で、教育・保育・子育て支援の充実を図り、5 年間を一期とする「子ども・子育て支援事業計画」の策定に向けた貴重な情報として、教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」の把握を目的に実施しました。

2) 調査の実施と対象等

ア 調査の実施

- ・調査配付日：平成 25 年 10 月 18 日（郵送にて配布、各学校・施設等へ協力依頼）
- ・調査締切日：平成 25 年 10 月 31 日
- ・最終締切日：平成 25 年 11 月 30 日

イ 調査の対象と回収結果

区分	対象	配付数	回収数	回収率
未就学児	・0 歳児～5 歳児 ・無作為抽出	1200 部	576 部	48.00%
就学児	・小学 1 年～3 年 ・無作為抽出	800 部	346 部	43.25%
かるがもひろば	・かるがもひろば 利用者	(対面方式)	51 部	—

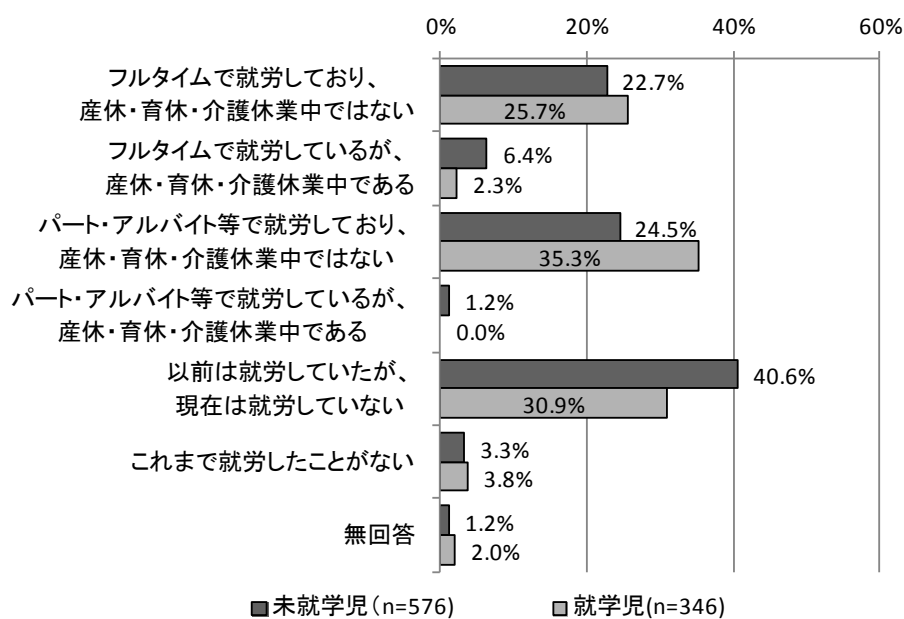
(%は小数点第 3 位を四捨五入)

(2) 調査結果

1) 母親の就労状況

- ・未就学児では「以前は就労していたが、現在は就労していない」が40.6%、就学児では「パート・アルバイト等で就労」が35.3%と最も高くなっています。また、「フルタイムで就労」も高い割合を示しています。
- ・なお、父親では、「フルタイムで就労」が最も多く、未就学児、就学児ともに90%以上を占めています。

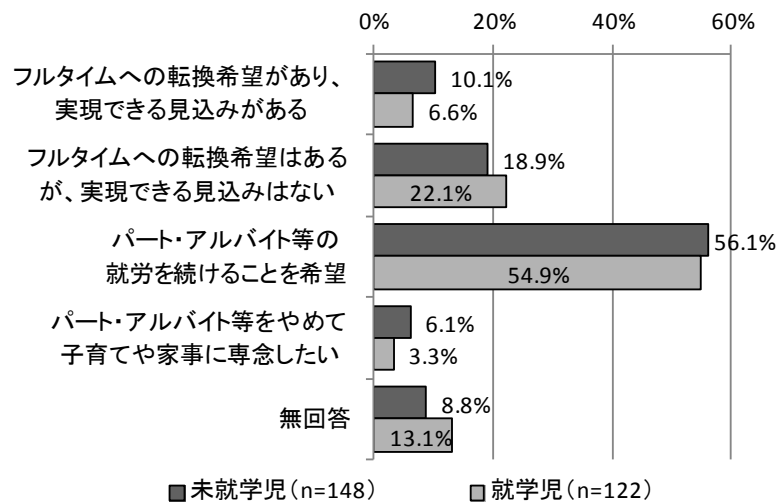
【図表2-5-1 母親の就労状況】



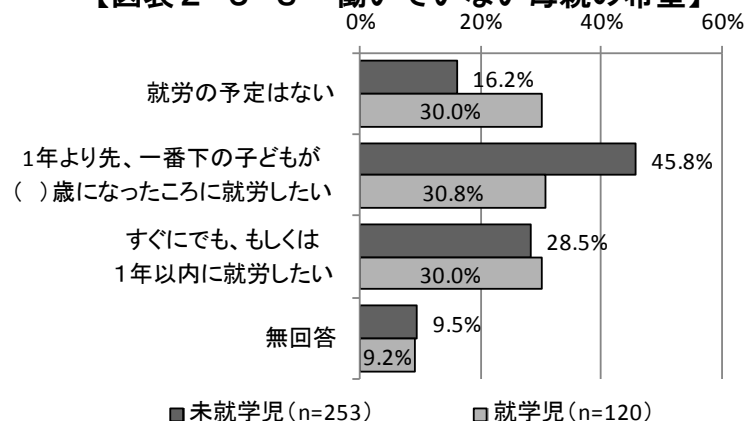
2) 母親の就労希望

- ・パート・アルバイト等で働いている方の希望として、未就学児と就学児ともに、半数以上が現在の就労形態である「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」しています。
- ・「以前は就労していたが、現在は就労していない」方や、「これまで就労したことがない」方において、就労に対する希望としては、「1年より先、一番下の子どもが()歳になったところに就労したい」と、「すぐにも、もしくは1年以内に就労したい」とする回答が多く、両回答を合わせて未就学児では70%以上、就学児では60%以上を占めています。
- ・「一番下の子どもが()歳になったところに就労したい」と回答した方において、就労を希望する時の子どもの年齢は、未就学児では「3歳」(23.3%)が一番多く、次いで「6歳」(19.0%)、「4歳」(14.7%)、「7歳」(13.8%)となっています。
- ・また、就学児では「7歳」(29.7%)が最も多く、「4歳」「6歳」「10歳」(いずれも13.5%)が続いています。平均年齢においても、就学児の方が未就学児より、1歳以上、高くなる傾向にあります。

【図表2-5-2 働いている母親の希望】



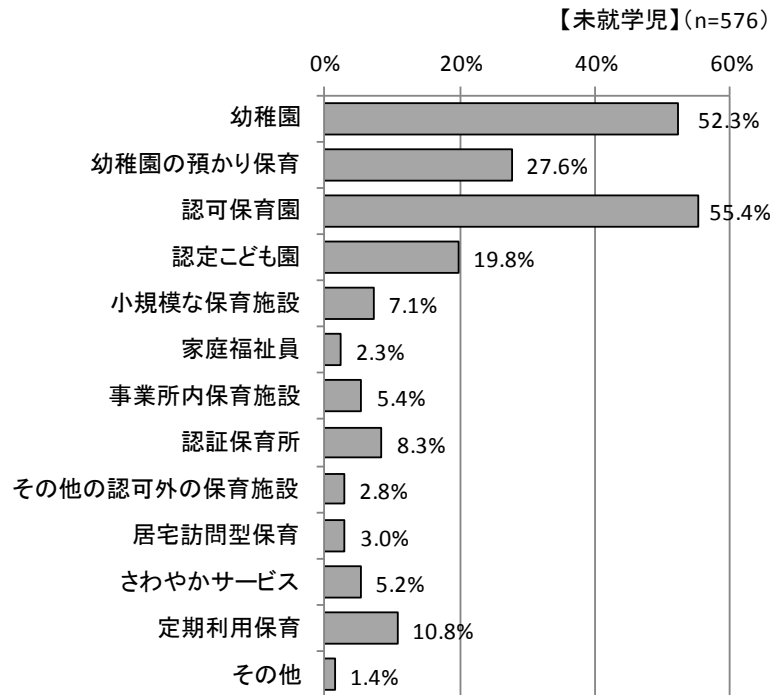
【図表2-5-3 働いていない母親の希望】



3) 日常的に利用したい事業

- ・現在、利用している・していないにかかわらず、日常的に利用したい事業として、一番は「認可保育園」(55.4%)であり、二番目には「幼稚園」(52.3%)、三番目は「幼稚園の預かり保育」(27.6%)、四番目に「認定こども園」(19.8%)の順でした。多くの方が、保育園か幼稚園を希望されている状況にあります。

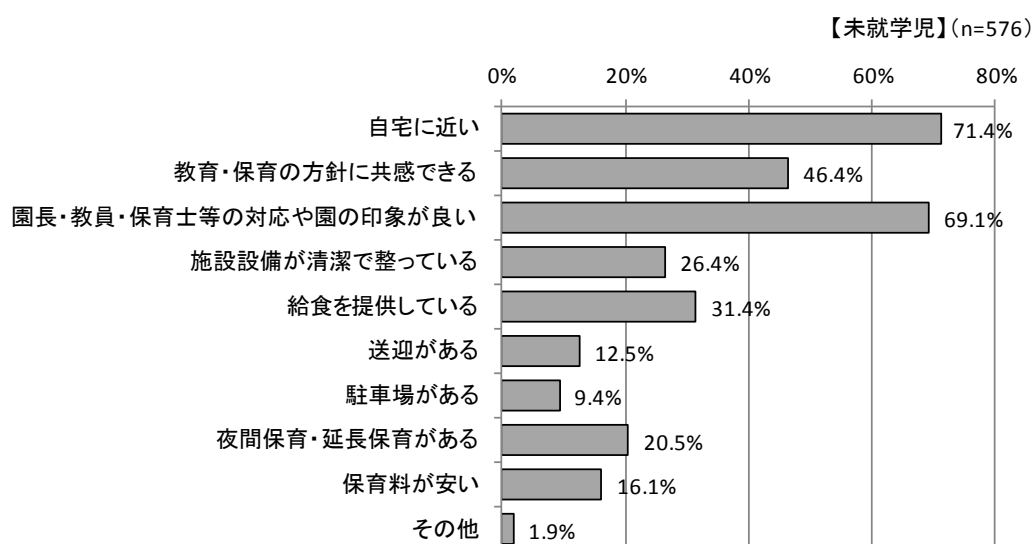
【図表 2-5-4 日常的に利用したい事業】



4) 教育・保育を選ぶ際に重視する点

- ・平日の教育・保育を選ぶ際に重視する点として、一番は「自宅に近い」(71.4%)であり、二番目は「園長・教員・保育士等の対応や園の印象が良い」(69.1%)、三番目は「教育・保育の方針に共感できる」(46.4%)でした。他には、「給食を提供している」(31.4%)、「施設設備が清潔で整っている」(26.4%)、「夜間保育・延長保育がある」(20.5%)が、比較的多くあった回答でした。
- ・自宅に近くて園の印象が良いことが、教育・保育を選ぶ際に求められ、次いで、給食や施設設備といった点が重視される結果となっています。

【図表2-5-5 教育・保育を選ぶ際に重視する点】



(3) 自由意見

- ・東大和市における子育ての制度や支援についての考えや希望、要望などについて、未就学児では 400 名、就学児では 228 名の方から合計 805 件の回答が寄せられました。内容別にみた主な意見は次の表のとおりです。

【図表 2-5-6 ニーズ調査における自由意見まとめ】

意見の内容	件数	主な意見
一時保育・子ども家庭支援センターについて	93	<ul style="list-style-type: none"> ・一時保育の予約がいつも満杯でとれない。定員が少なすぎる。 ・実施個所を増やして欲しい。急な用事の時に利用できず困る。 ・一時保育の予約を電話予約できるようにしてほしい。
保育園について	158	<ul style="list-style-type: none"> ・保育園に入りたくても入れない。待機児童の早期解消を望む。 ・家計のため働きたいが、保育園に入れないため、働けない。 ・空地を活用して、小規模保育園などを誘致してほしい。
幼稚園について	47	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者に対する補助金を近隣市の水準に合わせてほしい。 ・幼稚園の無償化保育を早期に実現してほしい。 ・幼稚園が中心街にないのは困る。市の南部の方にもほしい。
学童保育について	108	<ul style="list-style-type: none"> ・高学年も利用出来たら安心して働くことが出来る。 ・早朝 7 時から 20 時までの預かりや、土日・長期休暇中にも預かってほしい。 ・学童保育の質を高めて、充実させてもらいたい。
学校・放課後子ども教室について	75	<ul style="list-style-type: none"> ・学力が低いのが心配。市は学力向上に努力すべき。 ・学校施設が古い。改修などで学校施設を充実させてほしい。 ・放課後子ども教室の回数をもっと増やしてほしい。
児童館について	23	<ul style="list-style-type: none"> ・館によって設備等が古い狭い。施設の中身の差が大きい。 ・ランドセル来館の時間を拡大してほしい。 ・授乳やおむつ交換ができる場所や授乳室を作ってほしい。
公園・遊び場について	63	<ul style="list-style-type: none"> ・公園の遊具が少ない。遊具をもっと増やしてほしい。 ・雑草やゴミが多く、きれいな公園が少ない。 ・ボール遊びができず、広くて良い公園なのにもったいない。
母子保健・医療について	43	<ul style="list-style-type: none"> ・インフルエンザ等の予防接種を無料か助成にしてほしい。 ・医療費の自己負担分や所得制限を無くしてほしい。 ・休日・夜間診療を拡大してほしい。
病児・病後児保育・障害児保育等について	83	<ul style="list-style-type: none"> ・病児保育の預かってくれる時間帯が短く利用できない。土日も病児保育をしてほしい。 ・市内で複数利用できる場所があると、より利用しやすくなる。 ・健常者の子にとっても、障害のある子たちにとっても一緒に学びあう環境が好ましいと思う。
子育て制度・行政について	36	<ul style="list-style-type: none"> ・マンション建設が進んで、子育て世代が多数転入しているのに、保育園・学童などの対応が遅い。 ・どんな制度があるのかよく分からず、もっと周知してほしい。 ・働き方が多様化している。日曜祝日でも保育が必要。
その他	76	<ul style="list-style-type: none"> ・不審者が多い。街灯がもう少し多くなるとよい。 ・周りをもっと子どもを預けた方がよいという環境や考えになってくれたらありがたい。 ・父親の意識を子育てに向けられるサポートが向上したらよい。

あふれる笑顔で豊かな心と幸せを育むまち 東大和

基本目標①

仕事も家庭も大切にできる子育てしやすいまち

仕事も家庭も大切にでき、子どもたちの笑顔と幸せを守るため、待機児童を解消し、男女が共同して、誰もが安心して希望する教育・保育が受けられることを目指します。

基本目標②

すべての子育て家庭が安心して子育てできるまち

すべての子育て家庭が安心して子育てができるよう、親子の健康に関する支援をはじめ、子育ての相談や情報の共有などを目指します。

基本目標③

地域のネットワークで子どもたちが主体的に育つまち

地域が協働して子どもの権利と最善の利益を守り、子どもたちがさまざまな人たちと出会い、ふれあいと絆を深め、心豊かに自分らしく主体的に育つことを目指します。

1 基本理念

- ・子ども・子育て支援事業計画を推進するにあたり、「あふれる笑顔で 豊かな心と幸せを育むまち 東大和」を基本理念としました。

あふれる笑顔で 豊かな心と幸せを育むまち 東大和

2 基本目標

- ・「あふれる笑顔で 豊かな心と幸せを育むまち 東大和」を実現するため、3つの目標を立て、それぞれに関連する事業を進めていきます。

(1) 基本目標①

仕事も家庭も大切にできる子育てしやすいまち

- ・男女の意識や価値観がこれまでとは変わり、核家族化や就労環境の変化、ライフスタイルの多様化など、子育てをめぐる環境は大きく変化しています。その中で、子育てや仕事、家庭、男女平等など、仕事と生活の様々な要素を調和させ、子育て環境やワークライフバランスを充実させることが大切です。
- ・仕事も家庭も大切にできるように、また、子どもたちの幸せと笑顔を守るために、待機児童を解消し、誰もが安心して、かつ、希望する教育・保育を受けられるよう、環境整備に努めます。
- ・働く価値や子育ての価値をそれぞれが尊重して子育ての楽しさを共有し、男女がともに個性と能力を十分に発揮できるように男女共同の子育てを推奨します。

【関連事業】

- ・保育園の整備
 - ・幼稚園の整備
 - ・認定こども園の整備
 - ・延長保育事業
 - ・幼稚園による一時預かり事業
- ※ 1号認定～3号認定の確保策

(2) 基本目標②

すべての子育て家庭が安心して子育てできるまち

- ・すべての子育て家庭が安心して子育てができるためには、子どもを安心して産み育て、親子が健やかに成長できるよう、出産前や出産後の支援、病児保育など、親子の健康に関する保健医療の充実が大切です。
- ・少子化の進行や核家族化の進展、地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立感を抱く家庭もある中、子育てへの不安感や負担感の解消を図ります。
- ・保護者の就労状況に関わらず、虐待を受けた子どもや特別な支援が必要な子どもを養育している家庭などを含め、すべての子どもと子育て家庭に、相談しやすい環境や情報の提供・共有を推進します。

【関連事業】

- ・妊婦健康診査
- ・乳児家庭全戸訪問事業
- ・養育支援訪問事業
- ・病児病後児保育事業
- ・子育て短期支援事業（子どもショートステイ事業）
- ・地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業）
- ・利用支援者事業（保育コンシェルジュ事業）

(3) 基本目標③

地域のネットワークで子どもたちが主体的に育つまち

- ・次世代を担う子どもたちが社会の中で主体的に生きていくためには、家族や学校、地域、子育て家庭同士が連携し、子どもたちが自らの力で考え、行動する力が身に付けられ、「子育て」できる環境が大切です。
- ・地域が協働して、子どもや子育て家庭を見守り、地域で育てていく支援が大切です。子どもと子育て家庭が、子育てと子育てを通して、地域や保育園・幼稚園などに関わり、さまざまな人たちと出会うことによって、ふれあいと絆を深めることができます。
- ・地域が協働して子どもの権利と最善の利益を守り、子どもたちがさまざまな人たちと出会い、ふれあいと絆を深め、心豊かに自分らしく主体的に育つ社会を目指します。また、多世代・異年齢交流を推進し、地域ぐるみで子育てに協力していく社会の実現を目指します。

【関連事業】

- ・放課後児童クラブ（学童保育所運営事業）
- ・一時預かり事業等（一時保育事業・緊急一時保育事業等）
- ・子育て援助活動支援事業（さわやかサービス事業）
- ・子育て短期支援事業（子どもショートステイ事業）（再掲）
- ・地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業）（再掲）
- ・利用者支援事業（保育コンシェルジュ事業）（再掲）

3 成果指標（アウトカム指標）

- ・本計画は、基本理念を実現するため、3つの基本目標のもと、関連する事業を推進していきます。
- ・そして、それらの関連事業を推進した結果、本計画全体の成果を表すものとして、これからも東大和市で子どもを産み育てたいと希望する人の割合を成果指標（アウトカム指標）に設定します。

成果指標		平成 25 年度	5 年後の目標
これからも東大和市で子どもを産み育てたいと希望する人の割合	未就学児家庭	54.3%	60%
	就学児家庭	37.3%	50%

第4章 施策の展開

1 教育・保育の提供区域の設定

- ・東大和市は、地勢や面積、人口がコンパクトにまとまっている市であり、計画においては市全体として長期的に捉えていく必要があります。
- ・また、施設の整備などにおいては柔軟な対応が可能となる点や、区域内のニーズと利用実態をおおむね一致させることができる利点から、東大和市における教育・保育の提供区域は、市全域で1区域と設定します。

2 教育・保育の量の見込みと確保の内容

(1) 新制度の認定区分と施設・事業

- ・子ども・子育て支援新制度では、保護者は給付を受ける資格があることの申請を市区町村に行い、それに基づいて市区町村が認定を行います（ただし、幼稚園の場合は、幼稚園を通じての申請となります）。
- ・認定は、「年齢」と「保育の必要性の有無」により1号から3号の区分で行われ、区分によって利用できる施設や事業が定められます。（図表4-1参照）

【図表4-1 認定区分】

認定区分	年齢	保育の必要性の有無	利用できる施設・事業
1号認定	満3歳以上	無	認定こども園、幼稚園
2号認定		有	認定こども園、保育所
3号認定	満3歳以下 (0～2歳)	有	認定こども園、保育所、地域型保育事業
(認定対象外)		(無)	(基本的に保護者による自宅等での育児となります)

※認定の基準は、国の基準を踏まえて東大和市の規則で定めます。

- ・認定によって利用できる施設・事業は、「教育・保育施設（施設型給付）」と「地域型保育事業（地域型保育給付）」に分かれます。それぞれの施設と事業の内容は次のとおりです。（図表 4-2 参照）

【図表 4-2 施設・事業の内容】

区分	施設・事業名	対象認定 対象年齢	内 容
教育・保育 施設 (施設型給付)	幼稚園	1号認定 3～5歳児	満3歳から小学校就学前までの子を預かり、幼児教育を行います。延長して預かり保育を行うこともあります。
	認定こども園	1～3号認定 0～5歳児	保護者の仕事の状況にかかわらず、子どもを受入れ、教育・保育を一体的に行います（幼稚園と保育所の機能をあわせ持つ施設です）。
	保育所	2・3号認定 0～5歳児	保護者が仕事などのため日中家庭で保育できない子を預かります。
地域型 保育事業 (地域型保育 給付)	小規模保育	3号認定 0～2歳児	少人数（定員6～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行います。
	事業所内保育		会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育します。
	家庭的保育		家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）を対象にきめ細かな保育を行います。
	居宅訪問型保育		いわゆるベビーシッターで、障害・疾患やひとり親家庭で夜間勤務がある方などに、保護者の自宅で1対1で保育を行います。

（2）認定区分別の量の見込みと確保の内容

- ・教育・保育の量の見込みは、主にニーズ調査の結果から求めています。
- ・教育・保育の量の見込みと確保の内容は、認定区分ごとに記載します。また、量の見込みと確保の内容は、年度ごとにそれぞれの数値を記載し、その差異も示しています。
- ・子ども・子育て支援新制度によらない施設や事業（例えば、私学助成を受ける幼稚園や東京都認証保育所など）も、確保の内容に含めます。
- ・平成26年度の確保の内容は定員数の実績を表しています。

1) 1号認定（3～5歳・幼児期の学校教育のみ）

単位：人

		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み		—	1,170	1,174	1,173	1,170	1,165
②確保の 内容	幼稚園 (新制度)	—	0	0	0	0	0
	幼稚園 (私学助成)	720	720	720	720	720	720
	認定こども園	408	559	559	559	559	559
	市外幼稚園	(418)					
差異（②－①）		—	109	105	106	109	114

※幼稚園は、子ども・子育て支援新制度の教育・保育施設となり施設型給付を受ける幼稚園と、子ども・子育て支援新制度にはよらずに、従来の私学助成を受ける幼稚園の2つに分かれます。

※市外幼稚園の数値は実績人数です。

【現状と確保の方策】

- ・量の見込みは、平成31年度まで約1,170人前後で推移します。
- ・認定こども園の定員増に加え、幼稚園は広域的な利用があるため、ニーズ量を確保できると見込んでおります。

2) 2号認定（3～5歳・保育の必要性あり）

単位：人

		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み		—	1,179	1,183	1,182	1,178	1,172
②確保の 内容	教育・保育施設	1,202	1,226	1,226	1,226	1,226	1,226
	認可外・その他	0	0	0	0	0	0
差異（②－①）		—	47	43	44	48	54

【現状と確保の方策】

- ・量の見込みは、平成31年度まで約1,180人前後で推移します。
- ・認可保育園と認定こども園で1,200人以上の定員を確保します。

3) 3号認定（0歳・保育の必要性あり）

単位：人

		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み		—	175	174	173	172	171
②確保の 内容	教育・保育施設	162	164	164	164	164	164
	地域型保育事業	4	5	5	5	5	5
	認可外・その他	12	12	12	12	12	12
差異（②－①）		—	6	7	8	9	10

【現状と確保の方策】

- ・平成26年度の実績は156人でしたが、平成31年度までのニーズ量は175人前後で推移すると見込まれ、現状より多くなると推計されています。
- ・平成24年度以降、0歳児に待機児童がいないこと（各年4月）に加え、現状の定員においてもニーズ量を確保している状況にあります。

4) 3号認定（1～2歳・保育の必要性あり）

単位：人

		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み		—	693	692	687	684	682
②確保の 内容	教育・保育施設	651	677	677	677	677	677
	地域型保育事業	4	6	6	6	6	6
	認可外・その他	26	26	26	26	26	26
差異（②－①）		—	16	17	22	25	27

【現状と確保の方策】

- ・平成26年度の実績は679人でしたが、1歳児において待機児童が若干名いることから、平成27年度には693人のニーズが見込まれます。
- ・平成27年度以降は徐々に減少すると推計されますが、既存施設の増改築等により引き続き待機児童の解消を目指します。

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

- ・地域子ども・子育て支援事業の量の見込みは、主にニーズ調査の結果から求めています。
- ・地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容は、事業ごとに記載します。また、量の見込みと確保の内容は、年度ごとにそれぞれの数値を記載し、その差異も示しています。
- ・平成 26 年度の「確保の内容」は定員数等の実績を表しています。

【図表 4-3 地域子ども・子育て支援事業の事業内容】

事業名	事業の内容
延長保育事業	通常の利用日や利用時間以外の日・時間において、保育所などで保育を行う事業です。
放課後児童クラブ (学童保育所運営事業)	授業の終了後に学童保育所を利用し、適切な遊びと生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。
子育て短期支援事業 (子どもショートステイ事業)	養育協力員世帯の家庭などに一時的に宿泊させ、必要な保護を行う事業です。
地域子育て支援拠点事業 (子育てひろば事業)	乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を設け、相談や情報の提供、助言、その他の援助を行う事業です。
幼稚園による一時預かり事業	主として昼間において、幼稚園で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。
一時預かり事業等 (一時保育事業等)	主として昼間において、子ども家庭支援センターや保育園等で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。
病児・病後児保育事業	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。
子育て援助活動支援事業 (さわやかサービス事業)	援助を希望する者と、援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。
利用者支援事業 (保育コンシェルジュ事業)	情報提供や必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。
妊婦健康診査	妊婦の健康の保持と増進のために妊婦に対する健康診査を実施し、適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。
乳児家庭全戸訪問事業	生後 4 か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等により、当該家庭の適切な養育を確保する事業です。

(1) 延長保育事業

【事業の内容】

- ・ 保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日や利用時間以外の日・時間において、認定こども園、保育所などで保育を行う事業です。

単位：人日／月

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	—	479	479	477	475	473
②確保の内容	—	479	479	477	475	473
差異 (②－①)	—	0	0	0	0	0

【現状と確保の方策】

- ・ 平成 25 年度の実績は 390 人でしたが、平成 27 年度以降は 475 人前後で推移すると見込まれます。
- ・ 市内 13 園（平成 26 年度）での延長保育の実施や、ニーズに応える体制づくりに努めていきます。

(2) 放課後児童クラブ（学童保育所運営事業）

【事業の内容】

- ・保護者が労働などにより昼間に家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に学童保育所を利用し、適切な遊びと生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

単位：人日／月

		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の 見込み	低学年	—	690	702	695	696	697
	高学年	—	103	100	101	101	103
	合計	—	793	802	796	797	800
②確保の 内容	低学年	600	600	630	630	680	700
	高学年	—	66	77	88	99	110
	合計	600	666	707	718	779	810
差異（②－①）		—	△127	△95	△78	△18	10

※△印は、確保の内容から量の見込みを差し引いた数値が、マイナスになることを表しています。

【現状と確保の方策】

- ・平成 25 年度の実績は 636 人で、市内で 11 の学童保育所のうち、2 か所で待機児童が 36 名おります。
- ・平成 27 年度からは対象範囲が小学 6 年生まで拡大することから、平成 31 年度までは全体で約 800 人のニーズが見込まれています。
- ・平成 27 年度から高学年のクラスを開設する予定で、学校との連携を図りながら、平成 31 年度までには待機児童を解消して、ニーズに応える体制整備に努めます。

(3) 子育て短期支援事業（子どもショートステイ事業）

【事業の内容】

- ・保護者の疾病などの理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、養育協力員世帯の家庭などに一時的に宿泊させ、必要な保護を行う事業です。

単位：人日／年

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	—	168	168	167	167	166
②確保の内容	216	216	216	216	216	216
差異（②－①）	—	48	48	49	49	50

【現状と確保の方策】

- ・平成 25 年度の実績は 2 人ですが、平成 27 年度以降は約 170 人程度のニーズが見込まれています。
- ・本市においては、協力員世帯（3 世帯）による養育を確保していることから、ニーズに応える体制を整えています。

(4) 地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業）

【事業の内容】

- ・乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を設け、子育てについての相談や情報の提供、助言、その他の援助を行う事業です。

単位：人日／年

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	—	4,442	4,427	4,396	4,373	4,353
②確保の内容	—	6,663	6,663	6,663	6,663	6,663
③箇所数	3	3	3	3	3	3
差異（②－①）	—	2,221	2,236	2,267	2,290	2,310

【現状と確保の方策】

- ・平成 25 年度は 2 か所において事業を行ってきましたが、平成 26 年度以降は実施箇所を 3 か所に増やし、子育て支援の充実に努めていきます。

(5) 幼稚園による一時預かり事業

【事業の内容】

- ・家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

単位：人日／日

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	—	122	122	122	122	121
②確保の内容	—	122	122	122	122	121
差異 (②－①)	—	0	0	0	0	0

【現状と確保の方策】

- ・平成 25 年度の実績は 94 人で、平成 27 年度以降は約 120 人の量の見込みとなっています。ニーズに対応できるよう、市内の幼稚園と連携し、体制の確保に努めています。

(6) 一時預かり事業等（一時保育事業・緊急一時保育事業等）

【事業の内容】

- ・家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

単位：人日／年

		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の 見込み	緊急一時 保育	—	104	104	104	103	103
	一時保育	—	10,027	10,022	9,979	9,938	9,894
	合計	—	10,131	10,126	10,083	10,041	9,997
②確保の 内容	緊急一時 保育	—	160	160	160	160	160
	一時保育	—	6,225	6,990	8,265	8,775	10,000
	合計	—	6,385	7,150	8,425	8,935	10,160
③一時保育箇所数		4	4	4	4	4	4
差異（②－①）		—	△3,746	△2,976	△1,658	△1,106	163

※△印は、確保の内容から量の見込みを差し引いた数値が、マイナスになることを表しています。

【現状と確保の方策】

- ・平成 25 年度の実績は、緊急一時保育で 90 人、一時保育で約 3,000 人となっています。平成 27 年度以降は、特に一時保育において、約 3 倍の需要が見込まれています。
- ・一時保育は平成 25 年度まで 1 か所で実施していましたが、平成 26 年度以降は 4 か所で実施し、徐々に定員を増加させ、平成 31 年度までにニーズに対応できる体制の整備に努めていきます。

(7) 病児・病後児保育事業

【事業の内容】

- ・病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

単位：人日／年

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	—	2,117	2,116	2,108	2,100	2,090
②確保の内容	—	1,470	1,715	1,960	1,960	2,205
差異 (②－①)	—	△647	△401	△148	△140	115

※△印は、確保の内容から量の見込みを差し引いた数値が、マイナスになることを表しています。

【現状と確保の方策】

- ・平成 25 年度の実績は 1,331 人で、利用者は徐々に増加する傾向にあります。
- ・平成 27 年度以降は 2,100 人前後の量が見込まれていますが、一日当たりの定員の拡大に努め、平成 31 年度までに受入体制を整えていきます。

(8) 子育て援助活動支援事業（さわやかサービス事業）

【事業の内容】

- ・乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

単位：人日／週

		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の 見込み	低学年	—	25	25	25	25	25
	高学年	—	0	0	0	0	0
	合計	—	25	25	25	25	25
②確保の 内容	低学年	—	25	25	25	25	25
	高学年	—	0	0	0	0	0
	合計	—	25	25	25	25	25
差異（②－①）		—	0	0	0	0	0

【現状と確保の方策】

- ・平成 25 年度の実績は 1 週間当たり 25 人でした。平成 27 年度以降の量の見込みでは、低学年においてのみ希望がありました。高学年の希望にも対応できるよう努めていきます。

(9) 利用者支援事業（保育コンシェルジュ事業）

【事業の内容】

- ・子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

単位：人日／年

		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
箇所数		—	1	1	1	1	1

【現状と確保の方策】

- ・平成 27 年度から実施される新規事業であり、専任職員を常駐させて情報提供や相談・助言等を行い、子育て世帯への支援を充実させます。

(10) 妊婦健康診査

【事業の内容】

- ・妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

単位：回／年

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	—	8,115	8,050	8,006	7,941	7,668
②確保の内容	—	8,115	8,050	8,006	7,941	7,668
差異（②－①）	—	0	0	0	0	0

【現状と確保の方策】

- ・平成 25 年度は対象となる妊婦 689 人へ 14 回分の受診票を交付しましたが、平成 27 年度以降も同様に受診票を交付し、妊婦の健康の保持と増進を図っていきます。

(11) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業の内容】

- ・生後 4 か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

単位：回／年

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	—	701	703	707	708	702
②確保の内容	—	701	703	707	708	702
差異（②－①）	—	0	0	0	0	0

【現状と確保の方策】

- ・生後 4 か月までの市内すべての家庭を訪問（平成 25 年度は 661 人）し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握に努めます。

(12) 養育支援訪問事業

【事業の内容】

- ・養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

単位：回／年

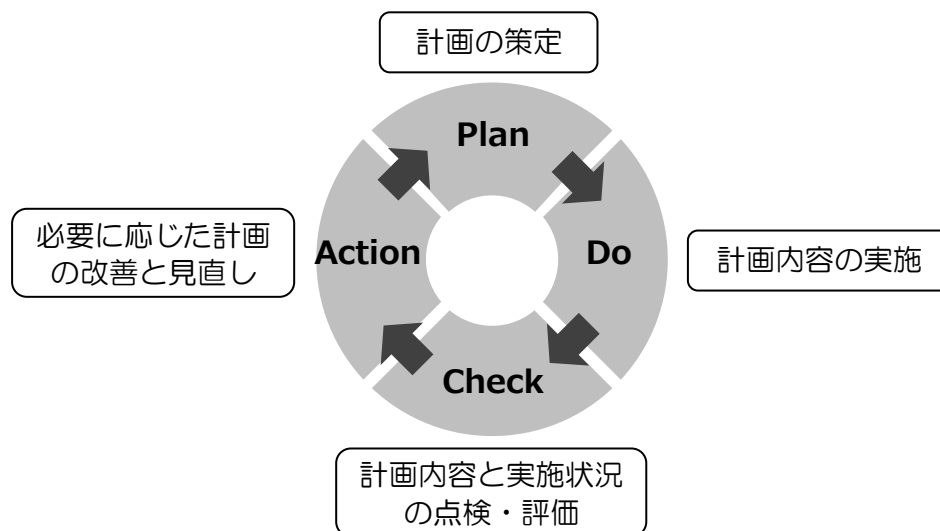
	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	—	82	81	82	80	80
②確保の内容	—	82	81	82	80	80
差異 (②－①)	—	0	0	0	0	0

【現状と確保の方策】

- ・本市の保健師等が家庭を訪問（平成 25 年度は 69 人）し、乳児の発育や生活環境、疾病予防などの養育相談を行い、これまでと同様に、適切な養育の確保に努めます。

第5章 計画の推進体制

- ・本計画の実現に向けては、PDCA サイクルに基づいて、計画の実施状況について点検・評価を行い、必要に応じて、計画の改善や見直しなどの措置を講じていくこととします。



1 計画の推進

(1) 関係機関等との連携・協働

- ・計画の推進にあたっては、庁内の関係各課、関係機関・団体と連携して子ども・子育て支援施策に取り組むとともに、市内の教育・保育事業者、学校、市民との連携・協働を推進し、多くの方の意見を取り入れながら、施策の充実を図っていきます。
- ・必要に応じて、各関係者等の協力を得ながら、社会全体、地域ぐるみで、子ども・子育て支援の環境向上や環境整備に向けた意識の醸成を図ります。

(2) 計画・制度の周知

- ・計画の推進には、子育て家庭や関係団体・事業者をはじめ、多くの市民の理解と協力が重要であることから、計画の内容を関係者や関係団体へ周知するとともに、広報紙やホームページなど様々な媒体を活用して、広く市民にお知らせします。
- ・「子ども・子育て支援新制度」を周知していくことは、安心した妊娠や出産・子育てにつながっていくと考えられるため、分かりやすい情報提供に努めていきます。

2 計画の進行管理

(1) 進捗状況の管理

- ・計画の進捗状況の管理にあたっては、「東大和市子ども・子育て支援会議」においてその進捗状況を確認・評価していきます。
- ・なお、計画に定める量の見込みに大きな変動が生じる場合は、必要に応じて、計画の一部見直しを行います。

(2) 評価指標

- ・本計画を実効性のあるものとして推進するため、評価においては個別の関連事業の進捗状況（アウトプット）に加え、計画全体の成果（アウトカム）について評価を行います。
- ・また、必要に応じて、市民意識調査等の調査結果を評価指標に取り入れます。

東大和市子ども・子育て支援事業計画(中間報告)

発行 東大和市

平成 26 年 9 月

編集 東大和市子ども生活部保育課

〒207-8585

東大和市中心 3 丁目 930 番地

電話:042-563-2111(代表)

F A X:042-563-5928